

現 場 説 明 に お け る 条 件 明 示

特 記 事 項	内 容
1 予定価格の積算について	- 令和8年度7月版の土木工事標準積算基準を用いて積算している。 - 間接工事費は工事区分「公園工事」を用いて積算している。 - 施工地域補正は「大都市・市街地以外」で積算している。 - 現場環境改善費を計上している。 - 単価は積算資料及び建設物価の（R8年7月版）、及び令和8年度版建設機械等損料表の単価を使用している。 - 週休2日補正は令和8年度7月版の土木工事標準積算基準より補正不要となっている。
2 関連工事、業務について	- 関連工事として、公立沖縄北部医療センターの建築工事、電気、機械工事が発注されており、造成工事の施工において、現場調整を行うこと。特に貯留施設や擁壁等の埋設構造物については、管路の干渉や施工順序について、特に確認を行うこと。 - 関連業務として、別途磁気探査業務を発注予定である。磁気探査の実施時期等について調整を行い、密に連携を図ること。
3 工事着手不可期間・時間について	- 隣接する区画に中学校及び高等学校が位置しており、当該学校の入試期間中は騒音対策のため工事の着手を不可とする。中学校入試は12月頃、高等学校入試は2月～3月頃を予定している。具体的な日時は工事受注者より当該学校へ確認を行うものとする。 - その他保育施設等、隣接する施設と調整を行い、日中の作業が影響する時間帯等、作業音が大きい工種について、現場着手前に確認を行うものとする。 なお、造成の1期工事の工事の終了時間は地域の要請で17時までとなっている。
4 安全対策	- 本工事において、不発弾等が発見された場合は、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督職員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び土木建築部技術・建設業課に報告すること。 また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊の指示等があるまでは、触れずにそのままの状態 で保存すること。 - 上記については、下請業者へも周知すること。

現 場 説 明 に お け る 条 件 明 示

特 記 事 項	内 容
5 造成工事(1期工事)からの引継事項	3 施工や資機材搬入等にあたっては現場条件を十分考慮した安全管理を行うこと。 造成工事(1期工事)において、現場出入り口に仮設の門扉を2箇所設置しており、今後、部分的に仮囲いを設置する予定である。 これらの仮設材は公立沖縄北部医療センターの工事完了するまで使用するため、引継を行うこと。 なお、仮設材の配置については、現在調整中であるため、仮設材の賃料の費用計上については、設計変更の対象とする。 公立沖縄北部医療センターの敷地内に仮置土を1箇所、工事現場周辺の別地(名護商業高校跡地)に1箇所仮置土を保管しており、管理の引継を行うこと。 公立沖縄北部医療センターの敷地内及び工事現場周辺の別地(名護商業高校跡地)において、赤土流出防止条例に基づく対策を実施しており、設置構造物の管理を引継を行うこと。
6 工事現場周辺の別地(名護商業高校跡地)に関する借地料について	沖縄県より、当該土地を借地していることから、借地料を計上しており、沖縄県管財課に支払いを行うこと。 本工事における借地期間は、令和8年12月1日～令和9年11月30日までとする。 借地料に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
7 文化財等の発見時の対応	1 本工事箇所は、既知の埋蔵文化財や天然記念物等の貴重生物の生息が無いことを事前に確認済みであるが、工事中に埋蔵文化財や天然記念物等の貴重生物を発見した場合は、文化財保護法に基づく手続きが必要となる可能性が発注者に報告し、対応について協議したうえで当該発見箇所の作業に着手すること。
8 騒音・振動対策等、周辺環境への配慮	1 本工事箇所は住宅地内に位置しており、騒音規制法に基づく第1種区域及び第2種区域、振動規制法に基づく第1種区域に指定されている。各法令を遵守して騒音・振動の抑制対策に努めること。